



2019年3月19日

各位

会社名 株式会社 J I E C
代表者名 代表取締役社長 印南 淳
(コード番号 4291 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 佐藤 隆
電話番号 (TEL. 03-5326-3331)

**支配株主である S C S K 株式会社による当社株式に対する
公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ**

SCSK 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2019年2月1日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2019年3月18日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2019年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社 JIEC 株式（証券コード：4291）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

2019年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動について知るに至った経緯

当社は、2019年3月19日付で、当社の主要株主である J I E C 社員持株会が、2019年2月1日から同年3月18日まで実施された本公開買付けに、その所有する当社普通株式の全てを応募し、その結果、当社の主要株主に該当しなくなる見込みであることを確認いたしました。

3. 異動する株主の概要

(1) 名 称	J I E C 社員持株会
(2) 所 在 地	東京都新宿区西新宿 6 丁目 24- 1 西新宿三井ビル 20 階
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 片岡 建
(4) 事 業 内 容	当社の社員持株会

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2019年3月25日現在)	6,990 個 (699,000 株)	10.19%	第 2 位
異 動 後 (2019年3月26日現在)	—	—	—

(注) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が 2019 年 2 月 8 日に提出した第 35 期第 3 四半期報告書に記載された 2018 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数 (6,859,100 株) から、当社が 2019 年 1 月 31 日に提出した「2019 年 3 月期第 3 四半期決算短信(日本基準) (非連結)」に記載された 2018 年 12 月 31 日時点の当社が所有する自己株式数 (186 株) を除いた数 (6,858,914 株) に係る議決権の数 (68,589 個) を基準に算出 (小数点以下第三位を四捨五入) しております。

5. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社普通株式の全てを取得できなかったことから、当社が 2019 年 1 月 31 日付で公表した「支配株主である S C S K 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項等について)」に記載の一連の手続に従って、当社普通株式の全て (但し、当社が所有する自己株式及び公開買付者が所有する当社普通株式を除きます。) を取得することを予定しているとのことです。

その結果、当社普通株式は株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以 上

(添付資料)

2019 年 3 月 19 日付「株式会社 J I E C 株式 (証券コード 4291) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 SCSK株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹
 (コード:9719 東証第一部)
 問合せ先 取締役 専務執行役員 福永 哲弥
 (TEL. 03-5166-2500)

株式会社JIEC株式(証券コード 4291)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

SCSK株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 31 年1月 31 日開催の取締役会において、株式会社JIEC(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部、証券コード:4291、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 31 年2月1日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 31 年3月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

SCSK株式会社
 東京都江東区豊洲三丁目2番 20 号

(2) 対象者の名称

株式会社JIEC

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,090,914 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成 31 年1月 31 日に公表した「2019 年3月期 第3四半期決算短信[日本基準](非連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の発行済株式数(6,859,100 株)から、平成 31 年1月 31 日現在の公開買付者が所有する株式数(4,768,000 株)及び本四半期決算短信に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(186 株)を控除したのになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る必要があります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5)買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 31 年2月1日(金曜日)から平成 31 年3月 18 日(月曜日)まで(31 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6)買付け等の価格

普通株式1株につき、金 2,750 円

2. 買付け等の結果

(1)公開買付けの成否

応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第 30 条の2に規定する方法により、平成 31 年3月 19 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,946,726 株	1,946,726 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ()	—株	—株
合 計	1,946,726 株	1,946,726 株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	47,680 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.52%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	67,147 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.90%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	68,586 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第 27 条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 31 年2月8日に提出した第 35 期第3四半期報告書に記載された平成 30 年9月 30 日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数(6,859,100 株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(186 株)を控除した株式数(6,858,914 株)に係る議決権の数(68,589 個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成 31 年3月 26 日(火曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。
買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成 31 年1月 31 日付で公表した「株式会社JIEC株式(証券コード 4291)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更ございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番 20 号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上